

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年6月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

香川県会計規則の一部を改正する規則
香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略		会計課の 出納員	略	
	財産経営課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち財産経営課の所掌に係るものの <u>収納並びに入札保証金の収納及び還付</u>	財産経営課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち財産経営課の所掌に係るものの <u>収納</u>	
	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権（ <u>港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の <u>収納及び保管</u>	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権（ <u>高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）の <u>収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管</u>	
	略		略		
	道路課の収入取扱員	略	道路課の収入取扱員	略	
港湾課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち <u>港湾課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納</u>				
都市計画課の収入取扱員	略	都市計画課の収入取扱員	略		

	入取扱員	
	略	
略		
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに <u>港湾課、川部みどり園及び高松港管理事務所</u> の収入取扱員が収納するものを除く。）
	港湾課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち <u>港湾の管理に係るもの（出納員並びに税務課及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）</u> の収納
略		
高松港管理事務所の出納員	高松港管理事務所の収入取扱員	高松港港湾施設使用料の収納（出納員並びに <u>税務課及び港湾課</u> の収入取扱員が収納するものを除く。）
略		

	入取扱員	
	略	
略		
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに <u>川部みどり園及び高松港管理事務所</u> の収入取扱員が収納するものを除く。）
略		
高松港管理事務所の出納員	高松港管理事務所の収入取扱員	高松港港湾施設使用料の収納（出納員及び <u>税務課</u> の収入取扱員が収納するものを除く。）
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。